

指定糖売買書類の電子化・ペーパーレス化に関する Q&A

平成29年10月27日 更新

No.	質問	回答
1	なぜシステムを変更するのですか。	税関における通関手続きの電子化・ペーパーレス化の取り組みに合わせて、機構売買手続きについても、電子化・ペーパーレス化の推進を図ることを目的として、変更することとしました。
2	Web売買の申込みをすることによって、何が便利になりますか。	Web上で必要事項を入力することにより、売買の申込みができます。これまで精製糖、角砂糖、氷砂糖など複数糖種がある場合は、売買も複数件に分かれていましたが、これからは1件で売買できます。また、通知数量により、単価が一次、二次に分かれた場合も、これからは1件で売買できます。
3	申込書について、旧様式を使用しても売買は可能ですか。	旧様式では申込みできません。必ず新様式で申し込んでください。
4	新たなWebシステムへの移行後はファクシミリ方式やメール方式での手続きはできないのですか。	申し訳ありませんが、原則できません。Web売買のご登録をお願いします。売買を行う場合は、必ず売買手続届出書において、印鑑の押印が必要となります。Web売買のご登録ができない場合は、理由を記入していただくことになります。
5	申込書と担保金を機構に直接持ち込む売買申込みは、今までどおりできますか。	売買は可能ですが、その場合は、売買手続届出書にWebシステムを利用できない理由をご記入のうえ提出していただくことになります。可能な限りWeb売買にご協力をお願いします。
6	Web（インターネット）の環境がないので、Web申込が出来ない場合はどうすればよいのですか。	その場合は、申込書原本を2部提出していただくこととなりますが、事前に届出書の提出が必要です。新様式で申込書を作ってください、押印が必要となります。
7	Web売買申込みは24時間受け付け可能なのですか。それとも機構業務時間だけですか。	申込みについては、24時間受け付けております。ただし、確認・承諾等は基本業務時間内となります。
8	今までは、機構の売買見本をもとに、申込書を作成していましたが、今後、見本は作っていただけないのでしょうか。	申し訳ありませんが、見本は原則作成いたしません。Web売買を利用すれば、数量や糖種などの必要事項を入力すれば、申込書が自動で作成できます。Web売買の登録が困難な場合は別途ご相談ください。
9	新しいWebシステムでは価格が自動計算されるから見本作成は廃止するとのことですが、申込者が間違えて入力したら、機構で確認・修正してもらえますか。それとも修正して、もう一度申込みする必要があるのですか。	機構で修正し、ご連絡（電話又はメール）いたします。
10	これまで、売買の添付書類をファクシミリやメールで送っていましたが、今後は、どうすればよいのでしょうか。	WebシステムにPDFを添付する機能がありますので、原則この機能を利用して書類をお送りください。
11	申込みは売買当日にできますか。	通関書類等の確認を行うため、原則できません。
12	システム化されるので、売買日当日に輸入申告をしてもよいのですか。	可能です。ただし、承諾書をお送りする（ダウンロード）時間は、当日の業務量により異なります。
13	通関業者等の事務代行者もWebシステムで売買申込みが可能とのことですが、システム上の制限があるのですか。	通関業者等は、あくまでも事務の代行者ですので、一部の機能に限定しています。（事務代行者が利用できない機能） ①売買申込者情報等の編集、②担保の管理、③売買申込者の通知数量
14	ログインID通知書を紛失してしまいました。どうしたらよいのですか。	ログインIDの再発行を行います。機構までご連絡ください。
15	特定担保金の場合、担保提供書の提出を省略するということですが、なくなったということですか。	特定（1件もしくは1日分）の売買差額に相当する額を提供（金銭振込）する場合は、担保提供書は省略できます。ただし、根担保（一定の期間における複数の売買差額に相当する額）の担保提供時には担保提供書は必要となります。
16	担保金は、通関業者名で振り込んでよろしいのですか。	振込名は必ず申込者の名前で行ってください。
17	複数の通関業者を登録できますか。	ご登録できます。